

「包括利益の表示に関する会計基準(案)等」の公開草案に対するコメント

1. コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期

- ・ 企業会計基準公開草案第47号(企業会計基準第25号の改正案)「包括利益の表示に関する会計基準(案)」(以下「会計基準案」という。)(平成24年4月24日公表)
- ・ 企業会計基準公開草案第48号(企業会計基準第12号の改正案)「四半期財務諸表に関する会計基準(案)」(平成24年4月24日公表)
- ・ 企業会計基準適用指針公開草案第47号(企業会計基準適用指針第14号の改正案)「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針(案)」(平成24年4月24日公表)

2. コメント募集期間

平成24年4月24日～平成24年5月25日

3. 最終公表物の名称及び公表時期

- ・ 改正企業会計基準第25号「包括利益の表示に関する会計基準」(以下「改正会計基準第25号」という。)(平成 年 月 日公表)
- ・ 改正企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」(平成 年 月 日公表)
- ・ 改正企業会計基準適用指針第14号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」(平成 年 月 日公表)

4. コメント提出者一覧(提出順)

[団体等]

	団体名
CL01	一般社団法人 日本貿易会 経理委員会
CL03	公益社団法人 日本証券アナリスト協会 企業会計研究会
CL04	一般社団法人 日本経済団体連合会 経済基盤本部
CL06	日本公認会計士協会

[個人(敬称略)]

	名前・所属等(記載のあるもののみ)	
CL02	米国公認会計士	布津陽一郎
CL05	株式会社大和総研	吉井 一洋

5. 本公開草案についての主なコメントの概要とそれらに対する対応

- 以下は、本公開草案についての主なコメントの概要と企業会計基準委員会のそれらに対する対応です。
- 以下のコメントの概要には主なものを記載していますが、以下に記載されていないコメントについても、企業会計基準委員会で分析を行っています。
- 以下のコメントの概要には、文章表現のみに関するものについては、記載していません。

(項番号を記載したものは、断りがない場合には、包括利益の表示に関する会計基準(改正案)の項番号です。)

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
総論		
当面の間、個別財務諸表には適用しないことについて		
1) 賛成する	<p>・「包括利益の表示に関する会計基準(企業会計基準第25号)」は、当面の間、個別財務諸表には適用しないことに賛成する。</p> <p>・グローバルな会計基準の統一化の流れの中、個別財務諸表の意味・目的はローカルにおける利用目的、わが国で言えば分配計算および課税所得計算の比重が、財務報告や開示目的に対し高まってきていると考えられる。このような状況においては、個別財務諸表における包括利益の表示の必要性は従前より薄まっており、当面の間、適用の範囲を連結財務諸表に限定する本公開草案を支持する。</p>	
2) 反対する	<p>・資本取引以外の純資産の増減の要因・分析が容易になり、その企業が潜在的に抱えているリスクの把握することに役立つものと思われることに加え、個別財務諸表には配当原資としての処分可能額の把握という役割もあることから、包括利益を個別財務諸表でも表示することを希望する。</p> <p>・財務諸表の本表において連結と個別では表示形式が大きく異なるという異例な状況が2年近く続いており、この結果、連結決算を公表していない会社では、同業他社との比較分析が難しいなどの影響が出ている。当面の間とはいえ、個別財務諸表には適用しないと明言することは誠に遺憾である。個別財務諸表には適用しないのは、あくまでも当面の間の一時的な措置であることを再確認したい。</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
3) 反対はしないが、今後の議論を要望する	・当面の間、個別財務諸表には適用しないこととしている本公開草案の取扱いに関して反対するものではないが、当面の間の取扱いである以上、今後、包括利益の表示が実務に定着した段階において、再度、個別財務諸表への適用について議論することを要望する。	
4) 包括利益の任意表示について	・包括利益を任意で表示する企業は、その方が財務諸表利用者の適切な理解に資すると判断して表示するのであり、それを禁止することは、かえって市場における当該企業への適正な評価を妨げることになる。	
5) 包括利益情報の注記について	・財務諸表利用者は、現在、連結と個別とで異なる会計基準が適用されることをやむを得ず受け入れてはいるが、連結と個別で異なる基準が適用されることを望んでいるわけではない。新退職給付会計、今回の包括利益の公開草案と、基準の相違による影響を注記しない取扱いが続いているが、連結と個別の比較・分析を容易に行えるよう、基準の相違による定量的な影響を開示していただきたい。このような注記を省略することで、金融商品取引法上の開示における個別財務諸表の開示が、なし崩し的に廃止されないか、懸念されるところである。	
6) 連結財務諸表非作成会社への対応について	・個別財務諸表のみを作成・開示している会社については、比較可能性の観点から、本会計基準を適用すべきと考える。	
「包括利益計算書」の名称を維持することについて		
7) 賛成する	・改正の必要性・重要性に鑑み、現行の「包括利益計算書」の名称を維持することに賛成する。 ・頻繁な基準変更による混乱を避けるため、包括利益計算書の名称変更を見送った ASBJ の判断を支持する。	
	・本公開草案第 37-2 項について、現行の計算書の名称を維持することについては基本的に支持する。ただし包括利益を表示する目的は「その他の包括利益」のディスクロージャーであると考え、改定 IAS 第 1 号と同様、他の名称の使用を容認し、ただし様々な名称の氾濫を防ぐ観点から、1 計算書方式の場合は「損益およびその他の包括利益計算書」、2 計算書方式の場合は「損益計算書」「その他の包括利益計算書」も選択可能とすることについて再度ご考慮願いたい。	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
その他		
8) 明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・本公開草案第 16-2 項について、個別財務諸表において、包括利益の表示に関する任意開示を認めないのであれば、そのことを明確化すべきである（改正案：『本会計基準は、当面の間、個別財務諸表には適用せず、任意に包括利益を表示することも認めないこととする。』）。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・本公開草案第 21 項及び第 22 項の記載について、基準本文中の包括利益がボトムラインに示される包括利益かその他の包括利益か判別が困難であるため、この点について定義を明確化すべきである。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・簡便的な会計処理として位置付けられている、為替予約等に関して振当処理を採用している場合や金利スワップ等に関して特例処理を採用している場合において、実務上の混乱を避けるため、組替調整額の注記を行う必要があるかどうかについて記載すべきである。 	
9) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・第 30 項に個別財務諸表の記載があるが、そもそも包括利益を表示しない個別財務諸表について、ここでふれる必要性がない。 	